

議案第49号

富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

旅館業法の一部改正等に伴い、富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部
を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出し
ます。

富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「含む。）」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

別表備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。